

区政資料室の管理運営を主体とした行政情報の可視化と高度利用の提案

～行政情報の空間情報化への取り組みを中心として～

INDEX

1. 本提案の目的
2. 本事業に対する基本的な考え方
 - 2-1. 区政資料室の現状
 - 2-2. 行政情報と情報公開のあり方
 - 2-3. 情報公開に求められる中立性
3. 実現に向けたマイルストーン
4. 具体的な提案内容
 - 4-1. 区政資料室の運営
 - 4-2. 情報公開機能の強化
 - ①公開文書の調査・分析
 - ②位置参照情報の整理
 - ③ファイリングシステムの見直し
 - ④文書公開ルールの見直し
 - ⑤開示資料の可視化
 - 4-3. 今後のマイルストンの検討
 - 4-4. 地域単位の設定検討 徒歩圏・自治体における小地域 一学区区への注目
5. 小結

1. 本提案の目的

少子高齢化の進行、既に始まっている人口減少社会、地方自治体は厳しい財政状況の中で、住民の負担と選択に基づき「新たな公共」の仕組みづくりが求められています。地域に相応しい公共サービスを提供しなければなりません。そのためには行政運営全般において、PDCA（Plan、Do、Check、Action）のサイクルによる運用の元に、公正と透明性を確保しつつ、その運営を行う必要がある。

現在の杉並区では区政資料室を設置し、更に情報公開条例に基づく情報公開を行っており、今後 PDCA に対するより一層の市民の意識向上が予想される場所である。

本提案は、民間活力の導入により、区政資料室と言うインフラと情報公開制度というソフトを見直すことで、行政情報の可視化と提供の高度化を図り、行政と地域が一体となった行政運営と PDCA の実施が可能となる事を目的とするものである。

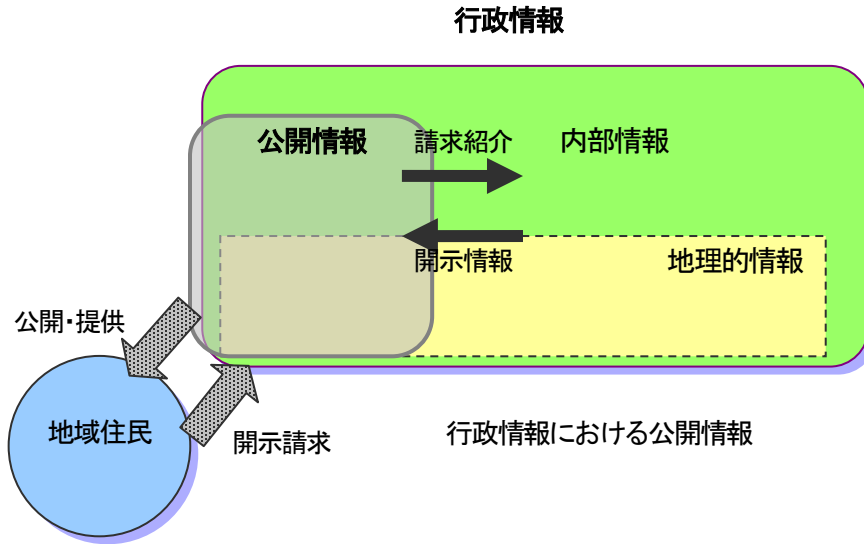
2. 本事業に対する基本的な考え方

2-1. 区政資料室の現状

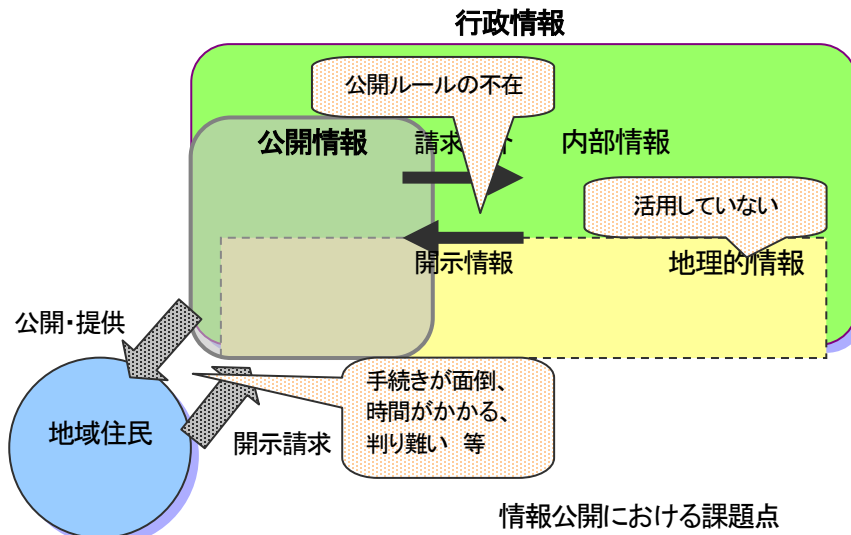
一般的な自治体の行政資料室は、各種の統計書や予算書、計画書、刊行物が配架され、それらの情報はそれぞれが単独で情報として提供され、それぞれの情報を有機的に結合して提供するものにはなっていない。たとえば、地域の課題の考察や、課題の解決方法の検討に対する市民の要求には、膨大な資料の山から、わずかな量の求める情報しか提供されないと言う現実がある。この様な事が、行政から市民を遠ざけることになるのではないかと、危惧するところである。

2-2. 行政情報と情報公開のあり方

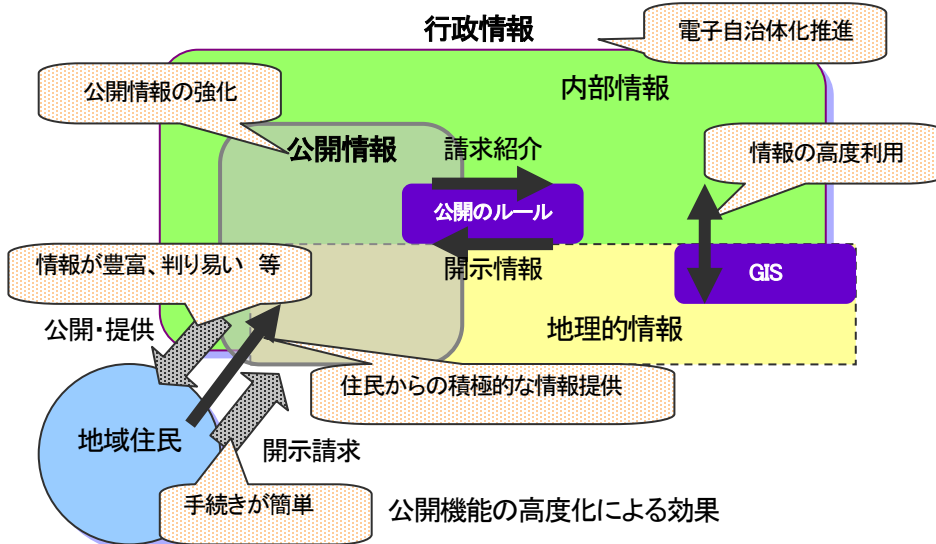
行政情報と情報公開の関係を整理すると右のようになる。行政情報には内部情報と公開可能な情報が存在し、それぞれ住所や行政区、施設名などの場所に関する地理的情報を内包している。



一般的に想定される、行政情報と公開情報が保有する課題点を整理すると、左のようになる。



情報公開が高度に実現した場合には、以下の様な効果と事象が想定される。当社では、情報公開機能の強化が、行政の公平性や透明性を確保し、住民視点からの行政運営の PDCA を実行し、電子自治体の推進や、運営の効率化、更に行政サービスの向上、と言う相乗効果を生み出すものと考えている。



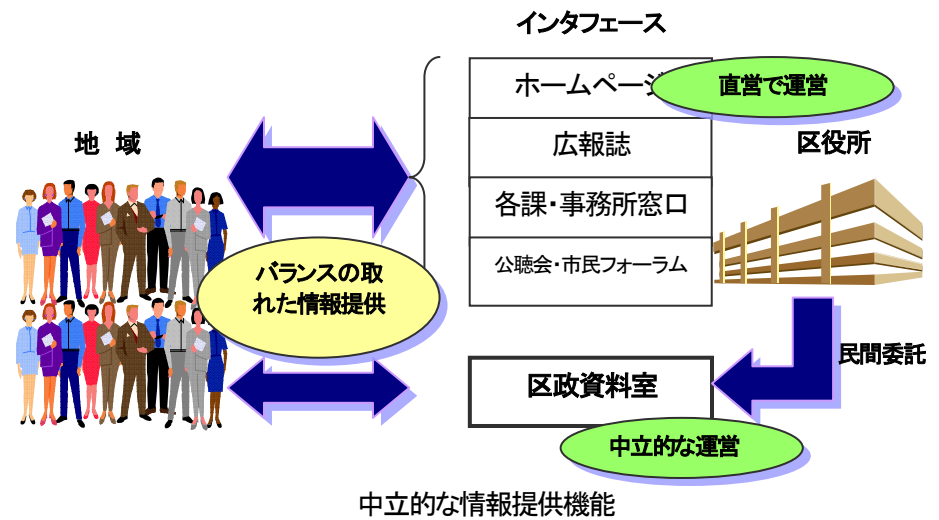
また、電子自治体化の推進の観点から考えた場合、現在の業務の BPR と電子化を推進し、そのアウトプットとして公開情報機能も電

子化、高度化されることが極めて王道的な取り進め方であることは言うまでもないが、それには多くのフェーズと時間をかけなくてはならず、住民サイドから見た場合に情報公開に関する直接的な効果を実感する事が難しいのが実情である。その為、対住民に対して早い効果を見せる為にも、情報公開機能の高度化が必要である。

2-3. 情報公開に求められる中立性

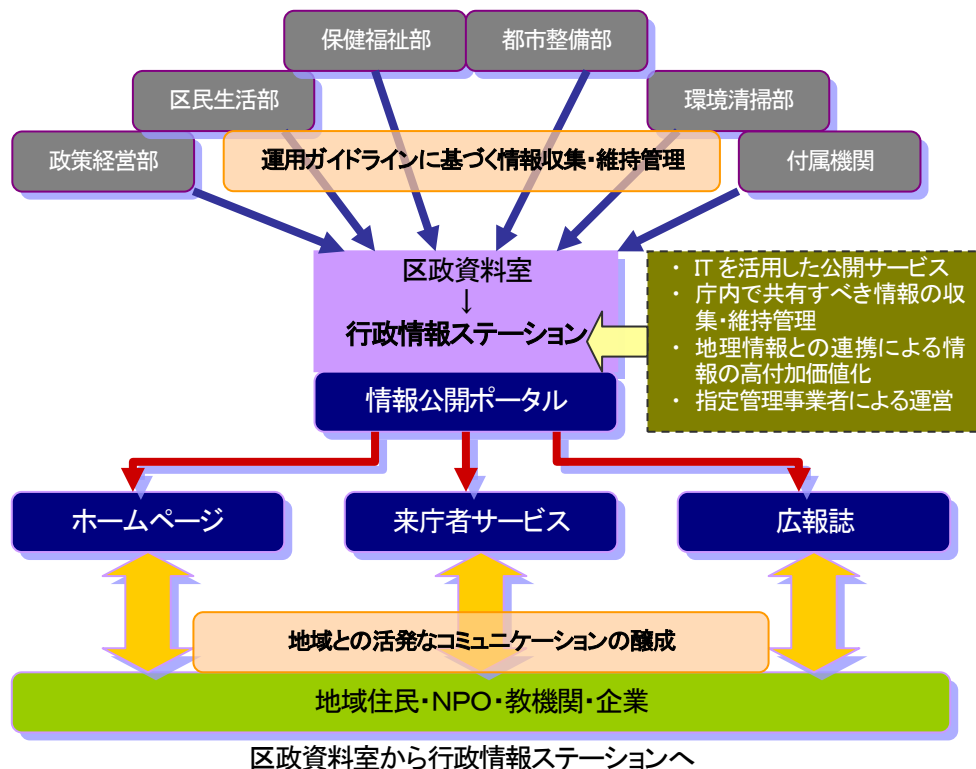
区役所と市民を結び情報公開のインタフェースには、ホームページや広報誌など幾つか存在するが、区政資料室も市役所と市民を結び重要なインタフェースのひとつとしての役割を果たすべきと考える。

一方で、情報の提供事務は、客観的な視点が非常に重要だと考える。恣意的な判断に基づく情報開示は、「多様性を容認する市民社会の構築」といった点からは、あってはならない事と思慮する。当社は、情報開示事務の運営者は、潜在的に行政庁との第三者性が要求されるものであるという考え方であり、区政資料室の運営を民間委託（アウトソーシング）で実施する事で、第三者による中立的な運営が担保され、更に今回の行政サービス民間事業化制度にふさわしいケースと考えることができる。



3. 実現に向けたマイルストーン

本提案は、民間活力の導入による区政資料室の高度化とそれに伴うサービスの向上が骨子であるが、最終的には空間データを含む行政情報を、ワンストップで総合的に提供し、各部署共通で利用する情報の管理運営と提供など、区の情報ステーションとしての機能を保有する事、更に管理運営を指定管理事業化し完全なアウトソーシングとして運用する事により、住民参加型の行政 PDCA の着実な実行を目的としたい。



最終の実現に向けては、以下の様に幾つかのフェーズを重ねたマイルストーンを設定する事が必要であり、今回の提案はその最初のフェーズと位置付ける。

	1stフェーズ (平成 19 年～20 年)	2ndフェーズ (平成 20 年～21 年)	3rdフェーズ (平成 21 年～)
情報公開機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区政資料室の運営 ・ 公開文書の体系整理 ・ 位置参照情報の整理 ・ ファイリングシステムの見直し ・ 公開ルールの見直し ・ 開示資料の地図情報との連携による可視化 ・ マイルストンの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区政資料室の運営 ・ 公開サービス用アプリケーションの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ポータル機能の構築 ➢ ファイリングシステムの構築 ➢ 文書公開システムの構築 ➢ 情報公開用 WebGIS の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区政資料室の運営 ・ 公開サービス用アプリケーションの運用
庁内情報の共有化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内共有情報の調査 ・ データ共有の為にガイドラインの作成 ・ 共有空間データの構築 ・ 公開用文書の電子化 ・ 庁内共有 GIS の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開用文書の管理運用 ・ 共有空間データの管理運用 ・ 庁内共有 GIS の運用
重要 情報ステーションの 運営			<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報ステーション開設の検討・準備 ・ 運営の指定管理事業化の検討 ・ 行政情報ステーションの運用開始
PDCAの 実行			<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政コンサルティングによるPDCAの実施

本事業実施の為にマイルストーン(案)

4. 具体的な提案内容

今回の提案は3で説明した全体のマイルストンのうち、1stフェーズである情報公開機能の強化について行う。

4-1. 区政資料室の運営

現在の区政資料室の運営を民間委託にて実施する。資料閲覧や情報公開請求への対応の他、各業務対応窓口への案内等の受付機能も保有する事により、市役所のコンシェルジュ的な役割を果たし、最大限のコストパフォーマンスを発揮する。

4-2. 情報公開機能の強化

区政資料室の運営と平行して、情報公開機能の強化を目的として以下の手順にて調査を実施する。

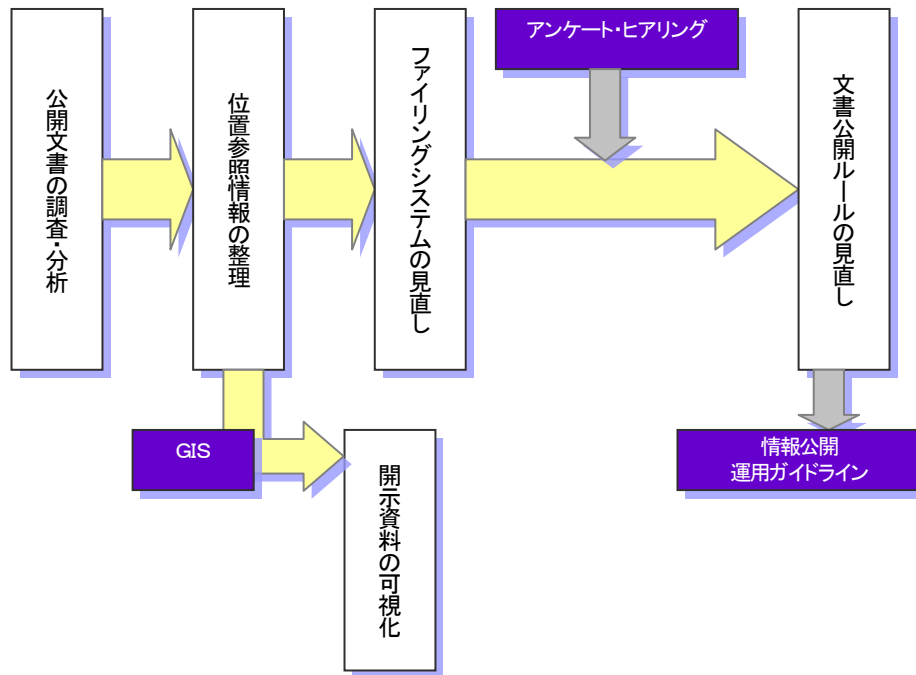
① 公開文書の調査・分析

現在区政資料室で公開されている文書を、以下の視点を元に調査・分析しその結果を元に情報の体系を整理する。

- 作成した部署名と目的
- 作成形態と保管方法（文書、調書、統計情報、図面、画像、その他）
- デジタル化の有無（手書き、電子ファイル形式）
- 保存期限

② 位置参照情報の整理

公開文書を調査し、地域コードや住所、管理区域名、自治会名等、業務上管理をしている地理的な名称やコードの体系を整理する。これにより地域情報として可視化を行う場合に、最も効果的な管理体系を明らかにすることが可能になる。



事業実施フローチャート

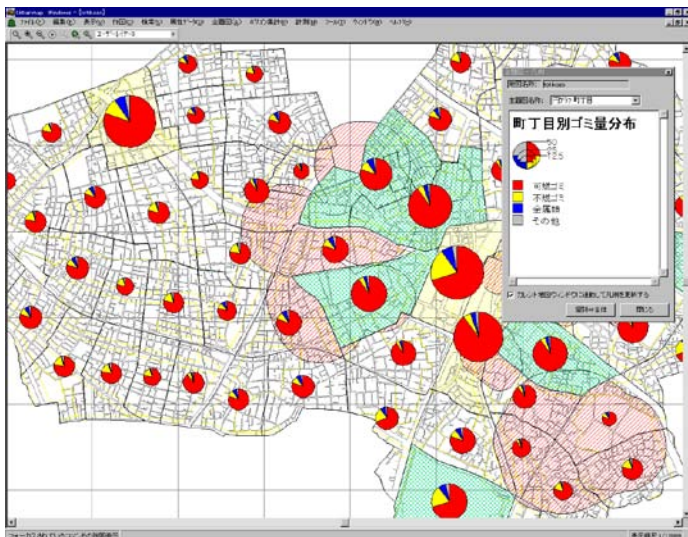
③ ファイリング(文書管理)システムの見直し

①の公開情報の体系整理結果と、②の取り扱っている位置参照情報の整理を元に、現在のファイリングシステムの見直しを行う。

現在のファイル管理について、利用・運用の面から課題点や問題点を、庁内ヒアリングやアンケート調査を通じて把握し、①、②の調査結果を元に、課題に対する解決策を検討する。

④ 文書公開ルールの見直し

ファイリングシステムの改善方法に基づき、庁内における行政情報公開の運用ガイドラインを作成する。ガイドラインは情報公開請求と公開請求後の文書管理に関する当事者である職員及び区政資料室スタッフ向けのマニュアルと言う位置付けとする。内容については、杉並区情報公開条例及び個人情報保護条例等を勘案し、作成するものとする。



情報保護条例等を勘案し、作成するものとする。

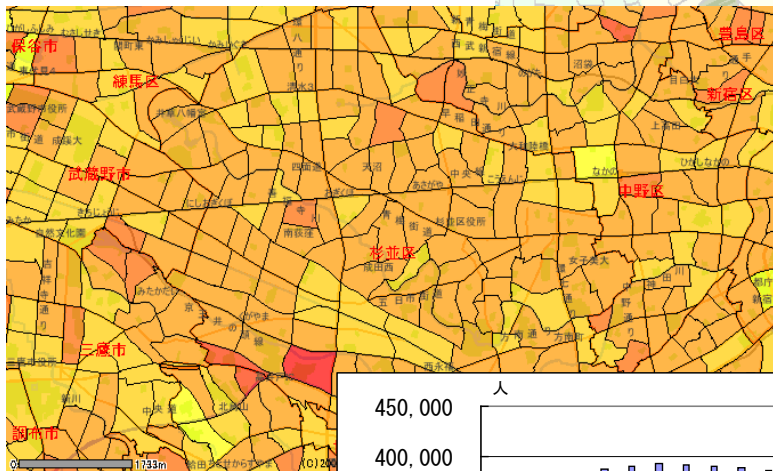
⑤ 開示資料の可視化

①、②の調査結果に基づき、地図情報の連携による可視化の効果の大きい公開情報に関するサービスモデルを検討し、必要な情報を纏めGISを活用して可視化し、区政資料室にて試験的に公開を行う。

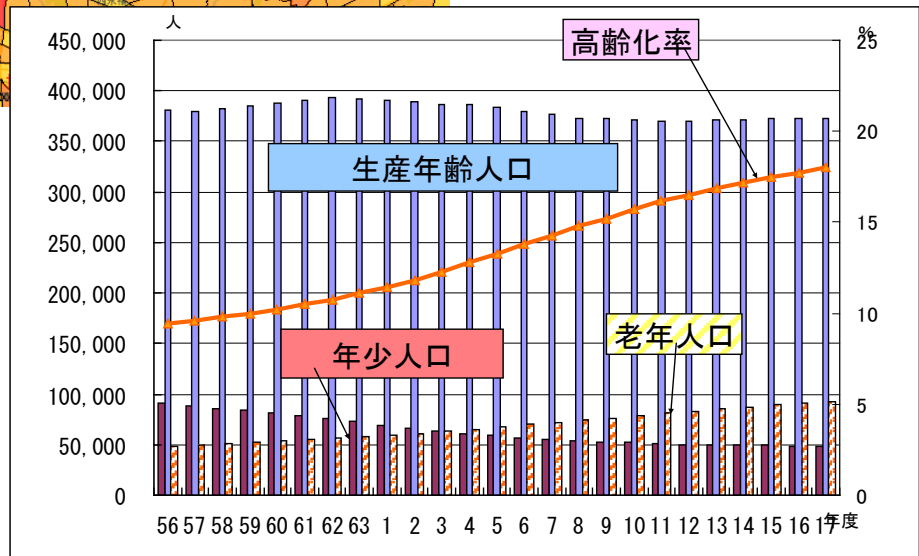
利用者の評価を元にサービスレベルの改良、今後可視化が必要な行政情報、インターネットによる情報公開の可能性について、検討を行う。

行政区域に統計情報を表示した可視化イメージ

町丁別高齢化率の可視化イメージ



高齢化率の推移



4-3. 今後のマイルストンの検討

2nd フェーズ以降の事業計画を検討する。特に区情報化アクションプランとの整合性を図る必要があり、この点に充分配慮を行い、事業の重複や必要な施策の欠落等の無い様にする。

4-4. 地域単位の設定検討

今後の地域社会像を展望するとき、基礎的自治体として、地域単位の設定が今回の行政情報の可視化単位としても最も重要な課題であると考えます。

徒歩圏・自治体における小地域 ー学校区への注目ー

健康都市を標榜する区において、区民の高齢化の進行、健康寿命の延伸などの課題に対し、介護予防のための取り組みは、真に心豊かな地域社会の形成に欠かすことのできないものです。この四月の改正介護保険法においては、全国の自治体に対し、生活圏域設定に基づく地域包括支援センターの設置を求めるなど、地域福祉計画における福祉圏域の考え方などともあわせ、地域社会における地域設定単位として、学校区が注目されています。この少子化の時代、「地域で子育て」というような、かつての日本がややもすると軽視してきた地域における共同体に対する再評価がされています。

従来の地域単位としては、町丁字別、町内会・自治会別といった単位が一般的ではありましたが、これらは、開発の経緯によって形成されたものが一般的であり、現在の市街地形成とのミスマッチが多く見受けられます。

住民の自治意識を高め、小さな政府を目指すうえでも、自治体における地域単位のあり方は、根本的に見直す時期にきているものであると考えます。従来の都市計画における技術論に終始せず、それぞれの自治体の歴史や風土をふまえ、安心・安全、健康なまちづくりの推進や地縁共同体である自治体住民の「連帯」の醸成のためにも、取り組むべき課題であると考えます。